

大阪労働局発表
令和5年12月25日（月）

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 安全課
（電 話）06(6949)6496



いのちつなごう
墜落・転落災害撲滅で命綱GO

令和6年『冬季死亡災害防止強化期間』を実施します ～冬型の労働災害を防止しよう～

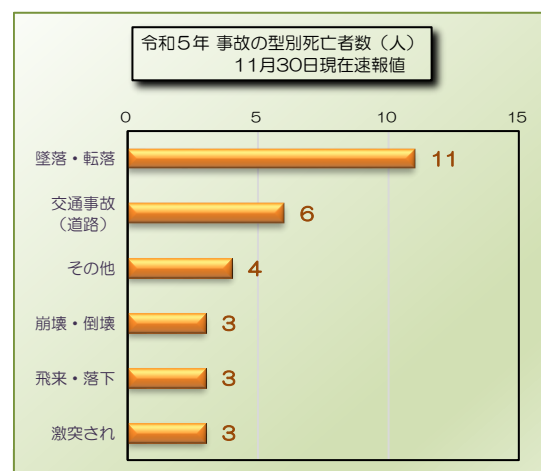
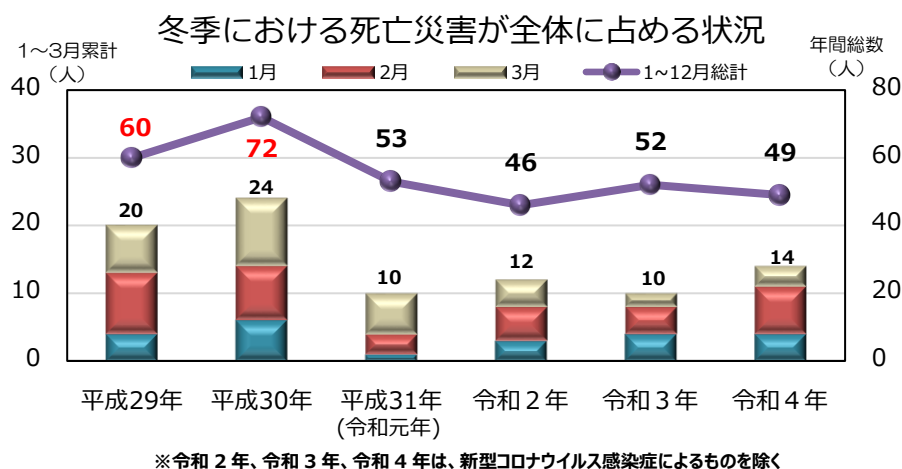
『冬季死亡災害防止強化期間』について

【実施期間】 令和6年1月1日～3月31日まで

【趣旨・目的】

冬季においては、夕暮れが早く視認性が悪いことによる交通事故や、路面の凍結によるスリップ事故やバイク・自転車による転倒事故の発生が懸念されます。また、寒さで体がこわばることなどから、不安全な箇所での点検・補修作業などにより墜落・転落事故の発生も懸念され、高齢労働者の割合が高い傾向にあります。

1月から3月期の冬季に死亡災害の発生を抑え込み、年間を通じた死亡労働災害の減少に繋げることが極めて重要であることから、大阪労働局では「冬季死亡災害防止強化期間」を設定し、裏面の実施要綱に基づき大阪労働局・各労働基準監督署において各種取組を行います。



上のグラフのとおり、近年において死亡災害が多く発生した平成30年と比べ、平成31年以降1月～3月期の死亡災害が大きく減っており、この影響が年間の死亡災害発生件数の減少につながっています。

● 現在の死亡災害の発生状況について（令和5年11月30日現在の速報値）

令和5年の死亡者数は11月30日現在（速報値）新型コロナウイルス感染症によるものを除き30人であり、昨年同期より6人減少となっています。事故の型別では、「墜落・転落」が11人、「交通事故」が6人と全体の半数を占めています。（右上グラフ参照）

令和6年「冬季死亡災害防止強化期間」実施要綱

1 取組期間

令和6年1月1日から3月31日まで

2 労働局における取組事項

- (1) 専用リーフレット等の広報資料の作成、配布
- (2) 関係団体に対する職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請
- (3) 報道機関（業界紙を含む）に対する記者発表
- (4) 大阪労働基準連合会発行「基準月刊1月・2月号」への記事掲載依頼
- (5) 大阪信用金庫各店舗設置の広報用モニターへの掲載依頼
- (6) 大阪労働局 YouTube チャンネルへの動画配信
- (7) 大阪労働局HPへの掲載

3 労働基準監督署における取組事項

(1) 墜落・転落災害の防止

ア 墜落・転落災害の発生が危惧される建設業に対して、令和5年度監督・個別指導年間計画を踏まえた監督指導等を実施し、その指導等に当たっては、「命綱GO活動」推進のための周知啓発を確実に実施する。

イ 建設業以外の業種においても、囲いや手すり等の設置が不十分な箇所における施設の点検・補修業務、倉庫内でのピッキング作業時やバックヤードなどでの商品上げ下ろし作業、脚立やはしごを使用する作業等において墜落・転落災害を防止するよう、事業者のみならず発注者に対して指導等を積極的に実施するとともに、「安全見える化活動」、「リスク評価推進活動」に関する周知啓発を実施する。

(2) 交通労働災害の防止

ア 監督指導等において、専用リーフレットおよび「STOP！交通労働災害」リーフレットを活用し、死亡災害防止対策の徹底を呼び掛けるとともに、「安全見える化活動」、「安全Study活動」に関する周知啓発を実施する。

イ 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、適正な労働時間の管理、走行管理の実行、健康診断の実施、高齢者自動車運転者に対する講習の実施等について指導するとともに、「安全Study活動」に関する周知啓発を実施する。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止

死亡労働災害における60歳以上の災害の割合が高いことから、あらゆる機会を通じて、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知を図るとともに、「安全Study活動」に関する周知啓発を実施する。

(4) その他

上記実施事項のほか、実際に作業に従事する労働者において労働災害防止に向けた意識醸成がなされるよう、今後災害増加が懸念される事業場に対し、大阪労働局 YouTube チャンネルに配信する動画視聴を推進することとする。

なお、この取組を推進するにあたっては、「大阪発・新4S運動」に基づく4つの活動に留意すること。

大阪発・新4S運動

「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.



◆ 期 間 ◆ 令和5年度から5か年

～ 4つの活動に取り組もう！ ～

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動



令和6年「冬季死亡災害防止強化期間」 実施中

チュー
注目！



実施期間：令和6年1月1日から3月31日まで

— 冬型の労働災害を防止しよう —



大阪府内の労働災害による死亡者数は、令和5年11月末日現在（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いた）死亡災害は、30人と、昨年同期に比べて6人の減少となりました。

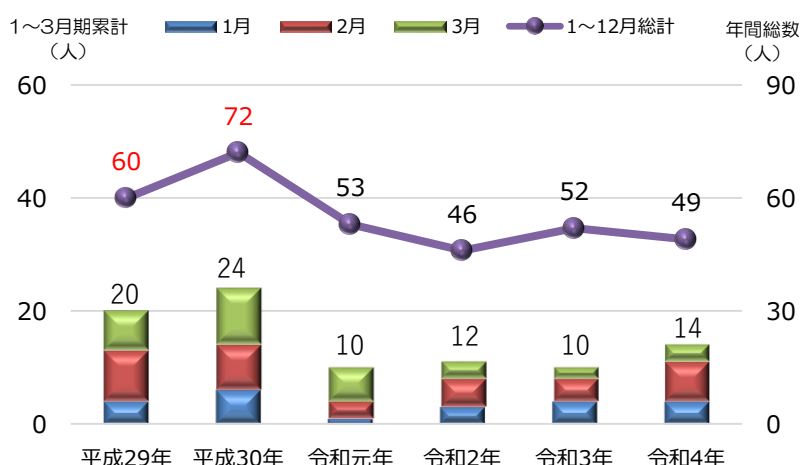
しかし、本来あってはならない死亡災害の発生件数をより一層減少させることは最優先の課題となっており、死亡災害撲滅のためには、冬季（1月から3月期）の死亡災害を最少（10人以下）に抑え、年間の死亡災害件数の減少につなげることが重要です。

事故の型別では、墜落・転落災害と交通事故で全体の半数近くを占めています。さらに、年代別では、60代以上が3割を超える状況となっています。

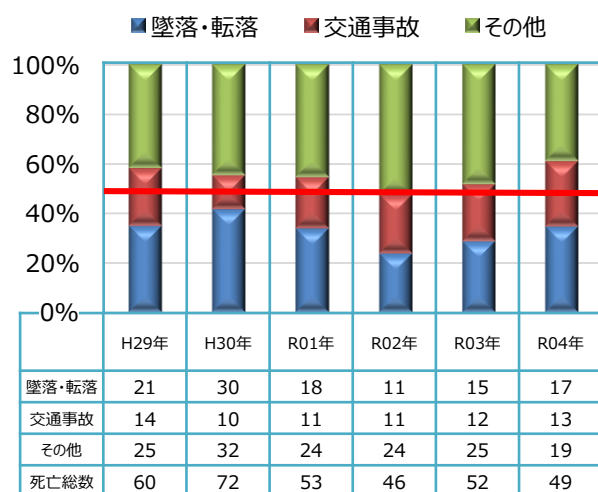
そのため、大阪労働局では、令和6年も「**冬季死亡災害防止強化期間**」を展開し、死亡災害の撲滅を目指す取組を進めます。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、大阪発・新4S運動に基づく『4つの活動』に取り組むとともに、墜落・転落災害並びに交通死亡災害を防止しましょう。

冬季における死亡災害が全体に占める状況



死亡総数に対する墜落・転落災害 & 交通事故の割合



番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	3月	その他の建設業	男	70代	解体工	15年	屋根、はり、もや、けた、合掌	戸建て住宅解体工事中、屋根瓦等を解体し、梁のみとなった2階屋根部分から約6.1m下の地面に墜落した。
2	3月	派遣業	男	30代	自動車整備工	0ヶ月	エレベータ、リフト	自動車用エレベーターを使用して、自動車を下の階へ移送するため、エレベーター搬器上で自動車を搬器内に誘導していた際に搬器から足を踏み外し13.75m下のピットまで墜落した。
3	3月	その他の建設業	女	20代	とび工	6ヶ月	足場	くさび緊結式足場の第6層目の壁つなぎの取り外し作業に従事中、共同作業者が取り外した壁つなぎ部材を受け取った後、仮置きしようと後ろを振り返った際、荷下ろし用の開口部から墜落した。

墜落・転落災害は、死亡や後遺症を引き起こす重篤な災害になる可能性が高いものです。高さが、2m以上の高所からの墜落災害を防止するために、法令では、作業床の設置・要求性能墜落制止用器具の使用等（安衛則第518条）、囲いの設置等（安衛則519条）などの災害防止対策を求めています。

また、高所作業で使用する墜落制止用の保護具は、胴ベルト型に比べ、墜落時の身体損傷の可能性が極めて低い、フルハーネス型を原則とするともにU字つり型は墜落制止用器具とはみなさないこととなっています。さらに「安全帯」という呼称を「墜落制止用器具」に改め、構造規格も「墜落制止用器具」の規格に改正されています。

厚生労働省ホームページに記載の「建設業における安全対策」を参照に労働災害防止に取り組んでください。

建設業における安全対策



命綱GO活動

命綱GO活動とは、『大阪発・新4S運動』の取組の一つであり、安全帯（＝墜落制止用器具）は別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれ、命綱を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われており、墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることに口を合わせ、墜落制止用器具の徹底を図る活動です。

- 建設現場において、墜落制止用器具の確実な使用を徹底するため、墜落制止用器具試行訓練（作業前に安全帯の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。
- 墜落制止用器具の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業員間で相互の使用の確認を徹底する。
- 作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に親綱等墜落制止用器具取付け設備の設置を徹底する。
- 二丁掛けフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。

いのちづなつか ごう たいせつ いのち
命綱 使って つなGO 大切な命

二丁掛けフルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう！！



大阪発・新4S運動



◎注目！ 足場からの墜落防止措置が強化されています！

足場からの墜落・転落災害が、相変わらず数多く発生していることから、令和5年3月に労働安全衛生規則（以下安衛則という）が改正され、足場からの墜落防止措置がさらに強化されました。

- ① 一側足場の使用範囲の明確化（安衛則第561条の2 令和6年4月1日施行）
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検を行う際、点検者を指名することの義務付け（安衛則第567条、568条、及び第655条 令和5年10月1日施行）
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になりました。
- ③ 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加（安衛則第567条及び第655条 令和5年10月1日施行）
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になりました。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます！

安衛則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されています。

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が最大積載量2トン以上に拡大（安衛則第151条の67、安衛則第151条の74 令和5年10月1日施行）
- ② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化（令和6年2月1日施行）
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4時間、実技教育 2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- ③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正（令和5年10月1日施行）
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されました。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。



番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	1月	一般貨物自動車運送業	男	60代	運転者	5年	トラック	高速道路をトラックにて走行していたところ、雪の影響による渋滞で前方車両がハザードランプを点滅させ減速したため追突をさけようと追越車線に車線変更をしたが、減速が間に合わず、追越車線で停止していた車両に追突した。
2	2月	一般貨物自動車運送業	男	50代	運転者	2年	乗用車、バス、バイク	4 tトラックで高速道路を走行中、路肩に止めていた軽自動車と接触事故を起こしたため、路肩にて相手方と事故処理の協議中、後方から来た大型トラックが軽自動車に激突し、飛ばされた軽自動車に激突された。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために



二輪車に必要な配慮

二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリッパや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。



特に冬期に必要な配慮

視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮（交通労働災害防止のためのガイドライン）

適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始、終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

点呼の実施

- ・病気やケガ、疲労、睡眠不足、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況や道路事情などを記載した交通安全情報マップを作成し、情報共有する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

教育の実施

- 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車点検し、必要に応じて補修を行う。

点呼時において配慮する事項

- 1 睡眠不足になっていないかの確認に特に注意する。
- 2 著しい睡眠不足が認められた場合は、運転に就かせないことも含め適切な措置を行う。
- 3 睡眠不足の状況がしばしば認められるときは、次の事項に配慮する。
 - ① 走行計画を作成する際に、十分な休憩時間、休憩時間が確保できるようにする。
 - ② 走行計画を作成する際に、夜間の運転業務の回数等についても配慮する。
 - ③ 正常な体内時計とするための方法などについて、教育・指導する。
 - ④ 点呼等で睡眠状況の確認をより徹底する。
 - ⑤ SASについてのスクリーニング検査を実施し、必要な場合は医師による治療を受けるように指導する。
 - ⑥ 「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の活用にも配慮する。



大阪発・新4S運動

「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.



- ◆ ひとたび労働災害が発生すると、生産のストップや労働力の補填などに追われ、納品が遅れるなど顧客先にも影響を与えかねない。安全な労働環境は労働者に安心という満足をもたらし、質の良いものを提供出来ることで顧客も満足し、皆が輝く笑顔になれる。大阪発・新4S運動は、安全で健康に働くため、労働者の理解を得て労使が一体となり、安全の基本である4S(5S)整理・整頓・清掃・清潔・（躰）を基盤に、ヒヤリハット事例収集からKY活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムとステップアップさせていく安全文化運動です。
- ◆ この運動は、令和5年度を初年度とする「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険性や有害性の洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、良好な労働環境に整え、多様な働き方を理解し合い、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現に取り組むものです。

◆ スローガン ◆ 『安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします』 ◆ 期 間 ◆ 令和5年度から5年間

安全見える化活動

安全Study活動

～ 4つの活動に取り組もう！～

リスク評価推進活動

命綱GO活動

高齢労働者の災害防止

死亡災害事例

(60歳以上 墜落・転落及び交通事故を除く) 令和5年1～3月

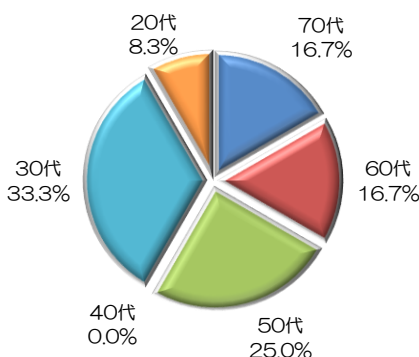
番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	起因物	発生状況
1	2月	金属プレス製品製造業	男	70代	管理者	40年	フォークリフト	事業場内で最大積載荷重 1 t のリーチ型フォークリフトを使用してパレット等を運んでいたところ、意識を失ったようにふらつき、後方に倒れ落ち頭部を打った。
2	3月	木材伐出業	男	60代	伐木・造林 作業員	30年	立木等	斜面の立木の伐倒作業時に、尾根の縁等に当たって跳ね返った伐木が、激突した。

高齢労働者は、一般的に豊富な知識と経験を持っていること、業務全体を把握した上での判断力と統率力を備えていることが多いことなどの特徴がありますが、一方で加齢に伴い心身機能が低下し、労働災害発生の要因となっています。例えば、年齢を重ねるにつれ脚力が衰え、バランス能力、歩行能力が低下することから、転倒災害が増加する傾向にあります。

今後、高齢労働者の雇用確保・戦力化などにより労働者の高齢化が一層進むものと予測され、高齢労働者の労働災害を防止すること、すなわち職場の安全を確保することはもっとも重要な課題の一つと言えます。

そのため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、職場環境の改善等の取組を進めるとともに健康診断情報の保険者へのデータ提供を行い、プライバシーに配慮しつつ、保険者と連携して年齢を問わず労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組ましましょう。

1～3月期における年代別死亡災害発生状況



エイジフレンドリーガイドラインの主な内容（概要）

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組ましましょう。

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

労働者に求められる事項

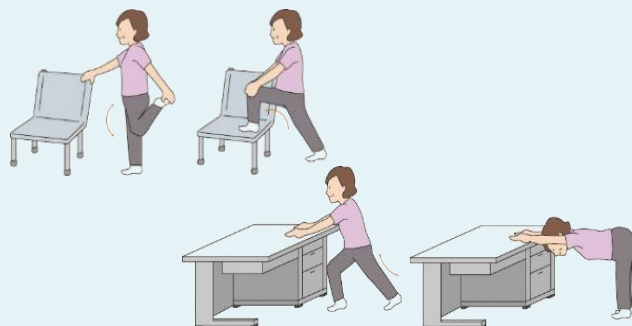
生涯にわたり健康で活躍できるようにするため、一人ひとりの労働者は事業者が実施する労働災害防止対策の取組みに協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組めます

【具体的な取り組み】

- (1) 健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- (2) 日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



高齢労働者の
安全衛生対策について



エイジフレンドリーガイドライン



エイジアクション100

～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～



転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」



骨粗鬆症検診

